

しまぎよしじ

# 武蔵野市議会議員 島崎義司



## 武蔵野かわら版

発行：島崎義司後援会 〒180-0022 武蔵野市境1-3-4-403/TEL兼FAX 54-8180

E-mail yoshijis@orange.plala.or.jp

平成11年8月号

### 暑中お見舞い申し上げます

盛夏の候、皆様におかれましてはますますご健勝にてお過ごしのこととお喜びを申し上げます。

おかげさまで、初当選をさせて頂き、市議会議員としての活動を始めてからはや、3カ月が経過致しました。この間、議会では平成11年第2回市議会臨時会や、同じく第2回市議会定例会が行なわれ、私も、初めての『一般質問』や、議員提出議案に対し賛否を表す『討論』（それぞれ内容は別記）を行なう機会を得るなど、今後の議会活動をして行く上での重要な経験をさせて頂きました。

いま、武蔵野市は21世紀においても全国自治体のリーディングシティとして、市民要望や時代の要請に的確に対応できる市政であるために、西部地区を始めとする街づくりや、環境問題を重視した公園の立て替え、そして介護保険への対応や高度情報化時代に備えたインフラ整備など、様々な中・長期的施策を積極的に推進しております。

しかしながら、これまでの景気低迷の長期化により、健全財政を維持してきた本市でも財政状況はかつてない厳しさの中にあることも事実です。迫りくる少子・超高齢化社会に向けた介護制度の準備や、地方分権に対応し得る制度の確立を急ぎ、市民サービスを停滞させる事なく、効率的な行政運営を心がけ、武蔵野市らしい“質の高い行政サービス”を実現しなければなりません。

私は、これから常に“市政における市民代表”であることを自覚しながらその言動に責任を持ち、より良い社会と地域創造のために与えられた職責を全うして行く所存でございます。皆様からのご提言や生のお声をお待ち致しますと共に、今後共のご指導とご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

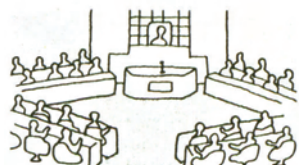
武蔵野市議会議員 島崎義司

### 武蔵野かわら版 目次

☆ごあいさつ	Page 1
☆議会人事決まる	Page 1
☆第2回定例会開催	Page 2
☆初の『一般質問』	Page 2
☆異論・反論!	Page 3~4
☆元市職員による 不祥事件発生	Page 4
☆島崎義司プロフィール	Page 4

### ☆議会人事決まる 総務副委員長に就任。

5月19日(水)より市議会臨時会が開催され、正副議長と監査委員、ならびに議会運営委員会と総務・厚生・文教・建設の4常任委員会の人事が決まりました。私が所属する自由民主クラブからは、中里議長が選出され、ほかに田中議会運営委員長、小美濃厚生委員長、藤吉建設副委員長、そして私、島崎が『総務副委員長』に選出されました。



この臨時会では同時に、議員の中から選出する一部事務組合議会議員及び各種委員等も選任されました。私は、日の出町にある“ごみ”の最終処分場を、三多摩26市1町で構成・運営する一部事務組合『三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員』と、青少年の健全育成を目的に市内の関係団体及び機関と諸問題を協議する『青少年問題協議会委員』に選出されました。

また、6月10日(木)開会の市議会定例会において、2つの特別委員会が設置され、私は、西部地区の街づくりにもっとも関連のある「鉄道対策・農水省跡地利用特別委員会委員」に選任されました。



日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場

## ☆第2回定例会開催される 無責任政党の対応に驚き。

6月10日(木)から7月1日(木)まで22日間の会期で、平成11年第2回市議会定例会が開かれました。この定例会は、冒頭、土屋市長より施政方針演説が行われ、これに対する各会派の『代表質問』や市政全般への『一般質問』等が行われました。また今回は、市長より16本の議案が提出され、本会議において全て可決・承認・同意されましたが、一部議案の中で、助役一名の任期満了に伴う議案「武蔵野市助役の選任の同意について」に対する“市民の党、共産党”による『反対』や、介護保険法の規定に基づく(中身についてはまだまだ不透明な部分はあるものの、少子高齢化社会にむけて公的介護制度の確立そのものは準備を着々と進めて行かなければならない中での)「武蔵野市介護認定審査会条例」に対する“市民の党”による『反対』。そして議員のボーナスである「平成11年6月における武蔵野市議会議員の期末手当に関する条例」には何の質問もせず『賛成』するのに、代表的な市民参加とも言うべき各種審議会の方々の費用弁償を、実状に合わせて改正する「武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」には難癖をつけて平然と『反対』する“市民の党”のその無責任さには驚かされました。他の議案については市議会報に掲載されるので、そちらをご覧くださいだければと思います。

## ☆初の『一般質問』 保育施策の充実を要望。

今回の定例会の中で、私は、6月15日(火)の本会議において、初めての『一般質問』を致しました。一般質問は、あらかじめ質問の内容を、受け締め切り日(今回は6/4)までに議会事務局を通じて理事者に通告するという方式になっています。私は、まず自分にも身近な問題から、取り上げることに致しました。



【島崎 Q. 1】働きながら育児をする人の為の支援施策について。

- ①市長が『施政方針』でも触れた「駅前保育」「定曜日保育」など多様な保育サービスの早期実現を期待するが構想は？
- ②0~3才児保育の充実が望まれている。財源問題も鑑みると、保育園の段階的民営化や幼保一元化など、保育システムの再検討が必要なのでは？

【市長 A. 1】

- ①「駅前保育」は子どもにとっての環境も念頭に研究したい。「定曜日保育」実施は実現させたい。
- ②新しい視点の提言として、よく研究したい。

【島崎 Q. 2】武蔵野市の少子化対策について。

- ①都内の他の自治体と比較して、本市の少子化率への認識と対策は？
- ②乳幼児を育てる若年世帯の市への定着を図るため、乳幼児医療費助成を小学校就学前まで引上げてはどうか？

【市長 A. 2】

- ①都市部が低く周辺部で高くなる傾向にある。心理的要因もあり、「子育ては楽しい」とのキャンペーンを行いたい。
- ②市長会の都への働きかけ等で着実に前進させて行きたい。

【島崎 Q. 3】

0123吉祥寺の利用率は高く、各駅圏にそれぞれ必要と考える。中央地区に続き西部地区でも早期実現を要望したい。候補地として旧境保育園跡地はどうか？

【市長 A. 3】

西部地区には市内唯一の児童館と公立幼稚園があり、これらとの関連も含めて考えて行きたい。境保育園跡地は袋小路の地形にあり、除外したい。

【島崎 Q. 4】

西部地区に低年齢児童向けの公園が少ない。公園の新規設置や既存公園改修の際には、これらを考えて遊具・設備の充実を。

【市長 A. 4】

適地があれば主旨に沿うよう考え、必要に応じ検討したい。

以上が、私の『一般質問』と理事者側(今回は全て市長)の『答弁』の要約でした。

これからも、市民生活の充実のために、もっと勉強して積極的に発言してまいりますので、皆様からのご意見ご要望をお待ちしております。

☆「駅前保育」等、多様な保育サービスの展開を！  
☆乳幼児医療費助成制度の拡大を！

☆西部地区に子育て支援施設(0123)や低年齢児童向け公園・設備の充実を！

## ☆異論・反論！ パフォーマンスの意見書に“NO”の討論。

7月1日（木）第2回定例会を締めくくる本会議が開かれ、議案・陳情などが諮られました。その多くは市民生活に密着した重要なものでしたが、同時に議員提出議案である「意見書」も議題とされ、残念ながら“政党パフォーマンス”としか思えない意見書も諮られました。なかでも、民主党系の会派を中心として出された議員提出議案「通信傍受法案に関する意見書」（内容は下記）は内容的にも事実誤認が多く、いたずらに市民の不安を煽る“偏った意見書”であり、私たちの会派としては「我が市議会を代表する議長名で出すには堪えられないもの」であるということで見解が一致、新議会の構成から、こういった種類の“パフォーマンス的意見書”が、今後も乱発される恐れがあり、新議会の初めにあってしっかりと「反論」して行こうということで、私がこの『反対討論』をする事になりました。

以下は、同「意見書」の原文と、それに反論する『反対討論』の要約文です。

### 通信傍受法案に関する意見書

さる6月1日、衆議院において通信傍受法案を含む、組織犯罪対策三法案が可決され、現在、参議院での審議が進められています。

この法案は、日本国憲法第21条「通信の秘密」に違反しており、犯罪捜査の名のもとに、警察による「盗聴」を法律で認めようというものです。

憲法では、私たち国民の電話や電子メールなどによる会話や通信を、他人に見聞きされることのないよう保障されていますが、この法案は、憲法を無視して警察が国民のプライバシーを侵害することを認めるものです。

具体的に、「盗聴の対象者は犯罪者に限る」といっていますが、通信等しているものを盗聴する以上、その対象者に関するすべての通信等が盗聴の対象になります。

また、盗聴に際しては「裁判所の令状発行があるから、人権は守られる」といっていますが、通信内容は盗聴して初めてわかるものであり、この法案では、「疑うに足りる」というあいまいな条件で盗聴は無制限に行われることになります。

さらに、法案の第23条には「通信の当事者に対する通知」ということがうたわれていますが、これは、犯罪関係者に盗聴したことを事後通知するという点ですが、それ以外の関係ない盗聴がどれだけ行われているかはまったくわかりません。

よって、武蔵野市議会は、このような国民の人権・プライバシーを侵害するおそれのある内容を含む法案が、国民にほとんど内容も知らせずに強行的に成立されようとしていることに強く反対いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出いたします。

平成11年7月 日

### 「通信傍受法案に関する意見書」への反対討論

島崎義司

先般、衆議院を通過した通信傍受を中心とする組織犯罪対策三法案は、近年多発する薬物や銃器にかかわる事件により、国民の生命

・財産・自由・健康が脅かされるという深刻な事態の中で、特に組織的殺人、麻薬、銃器関連犯罪、集団密航などの組織的かつ密行的に行われる凶悪犯罪をその対象としているものです。これらの犯罪は犯行後にも証拠を隠滅したり、犯人を逃亡させるなどの工作が行われ、その実行手段として電話を初めとする各種通信手段が使われています。犯罪を実行する末端の者は検挙出来たとしても、首謀者についての供述や関与の状況・証拠を掴むことができない中で第二

・第三の犯行が行われ、多くの市民が巻き添いになることも少なくないの、各種報道でも伝えられ我々が知るところです。

同法案は組織犯罪根絶の最後の手段と言われ、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダなど主要先進国のほぼすべてにおいて通信傍受制度に関する法整備がなされており、オウム真理教によるかつての事件のような組織的殺人や、激増する集団密航などの捜査に有効な法的武器となります。

1995年、フランス中を震撼させた連続爆弾テロ事件のうち、フランス

の新幹線・TGV爆破未遂事件の犯人逮捕は公衆電話の傍受がきっかけとなったといえます。フランスのテロ事件専門の検事の一人は「フランスのテロ事件の犯人逮捕や犯人特定は4分の3が通信傍受の成功による」と明言しているそうです。

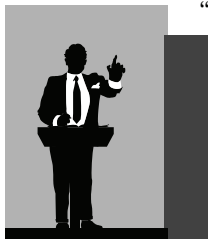
国境や地域の壁を超えて起きる犯罪のボーダーレス化に加え、パソコンや携帯電話など通信網を悪用した犯行を未然に防ぐとともに、いち早く摘発するための通信傍受の法整備は国際国家・日本としての責任でもあると考えます。

今回、審議されている通信傍受の対象は組織的殺人、薬物、銃器関連犯罪、集団密航に限定され、それも裁判官の令状の発行を待って、第三者の常時立会いを必要とし、通信記録は立会人が封印の上、裁判所に保管。不服がある関係者は裁判官に申し立てることが出来、違法な手続きでの傍受は裁判で証拠に出来ない事にもなるなど、傍受の事前、実行、事後のいずれも他国ではあり得ないほど厳格な要件が付けられております。また、捜査当局および関係者が通信の秘密を侵した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金という重い刑罰も付されております。

今回提出された意見書では、裁判所の令状発行に関し「同法案では“疑うに足りる”というあいまいな条件で盗聴は無制限に行われることとなります」と断じていますが、これは勘違いか意図的な間違いです。同法案では『傍受令状には容疑者の氏名、容疑事実の要旨、罪名、罪状、傍受すべき通信、対象の通信手段、傍受の方法と場所、期間、条件を記載することが定められ、しかも“無制限”ではなく延長を含め30日間を超えることは出来ない』となっているのです。このように制度が捜査機関に濫用されない手当てとともに、犯罪防止とプライバシー保護の調整をはかるための要件は十分に満たされているものと考えます。

5月21日の衆議院法務委員会の質疑では、委員が一連のオウム犯罪の原点である坂本弁護士一家の殺害事件を引き合いに、「当時、通信傍受の法律が出来ていたら平成6年の松本サリン、平成7年の地下鉄サリン

【次頁へ続く】



【前ページより続き】

などオウムによる一連の事件はなかったのではないかと法務省の見解を求めたところ、法務省刑事局長は「坂本弁護士事件では、松本被告と実行行為者との間で犯行直後の結果報告や死体遺棄場所と方法の相談、本部機関の指示などが電話で頻りに連絡がとられている。通信傍受法案は準備行為の段階での傍受が可能で、犯罪を仰止できるほか、組織を検挙できる点で有効な捜査手法」と答弁しています。これは当時、組織犯罪対策法が整備されていれば、無差別殺人の両サリン事件などは未然に防げた可能性を指摘したものです。

今般、同法案に反対する党派の「一般市民にも拡大されかねない」「監視社会を招く」といった感情的とも言える主張には、犯罪被害者や「通信傍受は誰の為か」という、そもそもの視点が抜け落ちてしていると指摘せざるをえません。

また、この意見書には日本国憲法第21条「通信の秘密」に違反しており一云ターとありますが、他方、憲法第12条及び第13条は、公共の福祉による制約を規定しており、通信の秘密の保障も、絶対無制限のものではなく、公共の福祉の要請に基づく場合には、個人の自由やプライバシーが「必要最小限の範囲内での制約」が許されるということは、憲法解釈の常識です。「意見書」のことにさらにプライバシーを強調し、国民の不安や誤解を煽りたてる文言がそこかしこに並べ立てられていることは、本来の目的である「国民の暮らしを守る」と言う大事な視点から目を覆い隠してしまうと言う意味で、問題であると考えます。



同法案を、内容の上からもとりちがえ、あるいは意図的に解釈をねじ曲げるこの「意見書」には武蔵野市議会の「名誉と誇り」と同時に「市民生活の安全確保の責務」の上からも反対を致しました。

しかし、まことに残念ながら『反対討論』むなしく、多数決により、14対15という僅差で採択されてしまい、市議会議長名で内閣総理大臣・法務大臣・郵政大臣・自治大臣に送られることになりました。

しかしながら、これからも議会の中での劣勢にめげず、堂々と責任ある主張をしていきたいと思えます。

## ☆元市職員による不祥事件発生 職員の綱紀粛正を決議。

7月1日(木)第2回市議会定例会の最終本会議の最後に、理事者より誠に残念な行政報告が行われました。元市職員による市税着服事件です。

この件につき、関連調査の期間を置いて7月14日(水)第3回市議会臨時会が招集され、事件の経過と内容が明らかにされました。既に新聞にも報じられ8/1の市報でも市民の皆さんに報告することですので、ここでは事件の概要と市議会の対応をご報告致します。

平成11年5月17日、納税者より「納税したにもかかわらず差し押さえ通知書が来たがどういうことか」との電話による市への問い合わせがあり、確認をおこなったところ元納税課職員による着服と判明。その後の市当局による調査の結果、同元職員が平成7年8月30日から退職するまでの間に、滞納されていた6名の納税者から預かった市民税・都民税・固定資産税・都市計画税及び滞納金、合わせて推定二千万円以上(個別に捜査中で被害金額未確定)を着服していたというものです。

市では業務上横領として6月30日にこの元職員を告訴、武蔵野警察署により現在、余罪を含めて捜査中との事です。

この職員は平成5年4月に納税課納税係に配属され、平成10年4月に保険年金課国民健康保険納税係へ移動、平成11年4月に依願退職をしていました。市議会臨時会では報告を受けた後、同元職員が移動後も犯行を行なうことが出来ていた事などから、税務部の業務内容・管理システムの不備について質疑が集中しました。

この不祥事件にともない市長・助役および税務部・市民部の関係する管理監督責任者の減給などの処分が発表されました。

私たち市議会では、事件の原因が同元職員の個人的な資質に由来するものとはいえ、長期間にわたり発見出来なかったことは重大な管理監督上の責任として、同本会議で『職員の綱紀粛正に関する決議』を全会一致で議決しました。これは、市長に徹底的な原因究明と再発防止対策を行い、今後かかる不祥事件の根絶に向けて努力することを求めたもので、職員とともに自省自戒しながら、職員の綱紀粛正と服務規律の確立を図って、市民の税務並びに市政への信頼を回復するよう強く求めました。

### 《島崎義司プロフィール》

◇昭和41年2月10日武蔵野市境に生まれる。(33歳)

◇武蔵野市立二小、六中(転居により3年時小金井一中)、拓大一高をへて拓殖大学商学部を卒業。

◇衆議院議員の秘書を9年間勤めた後、実家の食肉卸および加工食品会社に勤務しながら(社)武蔵野青年会議所など、地域活動に取組む。

◇平成11年4月武蔵野市議会議員に初当選。現在、総務委員会副委員長。

◇家族は妻・純子、長女・知波、長男?8月中旬予定。



市政相談はお気軽にお申し出ください。